

複数サイトにおける同時比較実験調査からの考察

横原 東(株式会社電通リサーチ)
○細井 勉(株式会社電通リサーチ)

1. はじめに

「複数サイトにおける同時比較実験調査」に弊社は計4回の Web 調査(リソース型サンプリング方式)と計3回のオムニバス調査(母集団推計が可能なランダムサンプリングサーベイ/面接法)の実施という形で参加した。この実験調査は Web 調査と従来型の調査(面接調査および標本抽出世帯に設置した端末を介したオンライン調査)の結果比較と、弊社を含めたそれぞれ実績がある3つの調査機関による Web 調査の結果比較という2種類の比較を想定して設計されており、非常に示唆に富む内容となっている。限られたスペースではあるが、この2つの比較について弊社の視点から簡単に考察してみたい。

2. Web 調査とオムニバス調査にみる比較

Web 調査とオムニバス調査の比較より Web 調査の回答者に見られた特徴は大まかには次の3点。

1) 個性や趣味を尊重する

Web 調査の回答者の場合、生活信条として「金や名誉を考えずに自分の趣味にあった暮らし方をすること」のスコアが比較的高い。またこれを裏付けるように最近2ヶ月間の購入商品分野や今後2ヶ月以内の購入予定商品分野として「レジャー・趣味用品」を挙げる人が多い。

2) 間合いを意識した重層的な人間関係

Web 調査の回答者の場合、例えば「無理な仕事をさせないが仕事以外では人の面倒をみない」上司をより好んだり、親しい人々とコミュニケーションをはかる方法として直接合って話したり、従来型の電話で話すといった比較的密接なやりとりの比重が少ない。また自分と親しい人々として想起されるAさんとBさんはお互いに「知り合いではない」とイメージしており、彼らが重層的な人間関係のネットワークの中に身を置いているという解釈ができる。

3) 批判的な視点を持ち、リベラルな論理を好む

Web 調査の回答者の場合、生活満足度やいま住んでいる「まち」への好感度は低い。また「今日我々が直面している問題のほとんどは科学技術の進歩により解決される」「科学技術が発展すれば、いつかは人間の心の中までも解明できる」といった科学技術への期待感も薄く、いささか批判的な人物像が想像される。また好きな”ひとがら”として「他人との調和をはかることに重点をおく人」よりは、「物事を決定するときに一定の原則に従うことに重点をおく人」の人气が高く、リベラルな論理を好む傾向が顕れている。

これらの特徴には Web 調査という手法に依存したものもあるだろうし、現状における Web 調査の回答者と一般生活者との層の違いに起因するものも考えられる。とりわけ後者の場合は、インターネットの普及によって両者の差が埋まるだろうという見方もあるだろうし、インターネットが普及しても本質的に Web 調査の回答者はインターネットユーザーを代表しているわけではないので、このギャップは解消しないだろうという見方もあるだろう。またそもそも弊社オムニバス調査の側に固有の傾向が全くないとも言えない。これらをひとつひとつ検証するためには今後とも継続的な実験調査が不可欠であろう。

3. 弊社 Web 調査の回答者の傾向（他社結果との比較）

インターネット上の情報流通に対する意識について、弊社 Web 調査の回答者に他社のスコアと微妙に違う傾向が散見された。一言で言うと弊社 Web 調査の回答者は他社の回答者よりもより規制を好まないようだ。

表 インターネット上の情報流通に関する意識

項目	弊社スコア (そう思う)	スコアの 順位	他社 平均との 差分
1) わいせつ情報の発信など、公序良俗に反する場合でも表現の自由は保障されるべきだ	56.4	1	+4.3
2) 他人に害を及ぼすような情報の発信は、法的に制限すべきである	74.5	3	-3.5
3) インターネットは匿名で利用できることに価値がある	45.8	3	-2.8
4) 情報発信社には、発信した情報に関する放しき責任がある	77.6	3	-4.8
5) インターネット上の誇大広告・虚偽広告には法的規制が必要である	84.8	3	-2.6
6) 電子メールの内容が傍受されてもしかたない	22.6	1	+2.4
7) 発信した情報がどのように利用されるについてまで、情報発信者の責任は及ばない	44.4	1	+3.6
8) インターネット上のわいせつ情報に対する法的規制が必要である	44.5	3	-8.5
9) インターネット上のプライバシー保護のために新しい法律が必要である	79.7	3	-5.1
10) インターネットは国際的なネットワークなので、国内法による取り締まりは無意味である	54.6	1	+5.8
11) 情報発信の匿名性には制限を設けるべきである	55.9	3	-3.8
12) インターネットで流通する情報に、映画やビデオにおける成人指定のような区分が必要である	67.1	3	-2.1
13) インターネットは従来の社会とは異なる特別な世界であり、従来のルールを運用することは難しい	69.0	1	+0.6
14) どのサイト(ネットワーク管理者やプロバイダー)が自分に関する個人情報取得・所有しているか、利用者本人が把握できるようにするべきである	86.7	3	-3.4
15) インターネット上の情報に対する規制は、映画の「18歳未満お断り」のように、むしろ利用方法に制限を設けるべきである	67.8	3	-5.0
16) インターネット上での、他人を中傷や誹謗する情報の流通に対する法的規制が必要である	81.8	3	-2.1
17) 発信情報への法的規制は、憲法における表現の自由、検閲の禁止に反する	44.2	1	+6.2
18) インターネット上の情報によって何らかの被害が生じた場合、ネットワーク管理者やプロバイダーにもその責任がある	53.9	3	-6.3
19) 一般社会で違法であることは、インターネット上でも違法であると考えるべきである	88.6	3	-0.7
20) 暗号化のしくみを導入すれば、通信の秘密は保たれる	35.5	1	+1.8

この結果から考える原因のひとつとして、弊社と他社とは微妙に意識の異なる抽出対象(パネルやリソース)を設定している可能性が考えられるだろう。つまり抽出対象の設定手続きの違いが影響している疑いがある。例えば弊社で今回使用したリソースの設定手続きとしては次の特徴がある。

1) 募集した一時点のサンプルを固定

ある一定期間に集めたサンプルをリスト(リソース)として固定しており、その後の運用中に出現した調査協力拒否者などをリストから除外する手続きは随時行うが、そのリストに対するサンプルの補充は行っていない。但し新規リストの設定を年に1回行っている。今回の実験調査では1997年12月1日～1998年2月13日までの間に集めた21,867件(今回の調査実施開始時)の1998年度版リストを使用した。

2) 大規模なオープン型調査の回答者から副次的にサンプルを設定

この1998年度版リストでは、主だった15個所の広告媒体ウェブサイトを知り媒体として、15サイト共通の調査内容によるオープン型調査を実施し、その調査の対象者の中から、今後の弊社の各種調査への協力意向があるものを副次的に登録者としてリスト化した。

3) 継続的な調査協力を前提としていないサンプル

週に1回程度のアンケートに協力可能であることを登録者の条件としたり、ポイント加算型のインセンティブを採用していない。

弊社のリソース設定の特徴と今回の弊社回答者の「より規制を好まない」という特徴を直接明示的に結び付けて論ずるのにはいささか無理がある。これらについても一度の比較実験調査の結果に頼らずに、複数の実験調査を重ねて慎重にその経緯を眺め、より固有の影響が少ない設定手続きについて模索したい。